

離婚届中、(5)欄の記入について

令和8年4月1日、民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)が施行されました。

未成年の子がいる父母が離婚する際、これまでの民法では父母のどちらか一方のみを親権者と定めましたが、今回の改正により、共同親権の定めをすることも、単独親権の定めをすることもできるようになります。離婚後の親権について父母で取り決めの上、以下を参考に記入してください。

(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	①
	父(夫)が親権を行う子	②
	母(妻)が親権を行う子	③
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	④
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが②のようにするしをつけてください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

※このチェックの記載がない場合、受理ができませんのでご注意ください！

- ・未成年の子がいる場合は、離婚後の親権者を取り決めます。
- ・父母が共同で親権を行使する子は①の欄、父のみが行使する子は②の欄、母のみが行使する子は③の欄に、子の氏名をすべてフルネームで記載します。
- ・親権者が決まっていない場合は、離婚届を出すことはできません。ただし、既に家庭裁判所に審判あるいは調停を申し立てている場合は、確定する前でも離婚の届出が可能です。その場合は、④の欄に子の氏名を記載してください。
- ・未成年の子一名につき記入できる欄は一か所のみです。同一人の氏名が複数の欄に記載されることはありません。
- ・未成年の子が、夫または妻にとって養子(養女)である場合も、親権者を定める必要があります。